

目 次

訓 令	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部を改正する規程	1

訓 令

新潟県市町村総合事務組合訓令第 1 号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成 21 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 6 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

別記第 7 号様式から別記第 13 号様式までの様式中「なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に新潟県知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）提起することができます。」を「この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟において新潟県市町村総合事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から実施し、改正後の新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。